

改) 令和2年7月1日

関係団体・企業各位

一般社団法人次世代自動車振興センター

「サポカー補助金」において、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置に係る補助金の交付対象となる取扱事業者の認定手続きについて

平素より大変お世話になっております。

さて、当センターでは、令和元年度「サポカー補助金」※の補助事業者（執行団体）として事業を実施しております。

「サポカー補助金」は、安全運転サポート車の車両（新車・中古車）購入補助と後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置（以下「後付けの装置」という。）購入補助の2種類の補助制度で構成されます。

後付けの装置の設置に係る補助金の概要とその取扱事業者の認定手続きについて、下記のとおり、お知らせいたします。

※「サポカー補助金」とは、経済産業省による自家用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」及び国土交通省による事業用自動車を対象とした「安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金」の総称です。

記

1. 後付けの装置の設置に係る補助金の概要

- ペダル踏み間違い等による急発進等を抑制する機能を有するものとして、国の「サポカー補助金に関する審査委員会」において、補助対象装置として認定された後付けの装置※を、65歳以上の高齢運転者が購入・設置する際に要する費用について、最大4万円を補助。
- 後付けの装置の設置に係る補助金では、当センターが認定した取扱事業者（以下「後付け装置取扱事業者」という。）の店舗等において、補助対象となる後付けの装置の購入・設置を行う場合に、購入者は、購入・設置に要する費用から補助金相当額を控除した金額を負担。
- 後付け装置取扱事業者からの補助金交付申請に応じて、当センターは、後付け装置取扱事業者に対して補助金を交付。

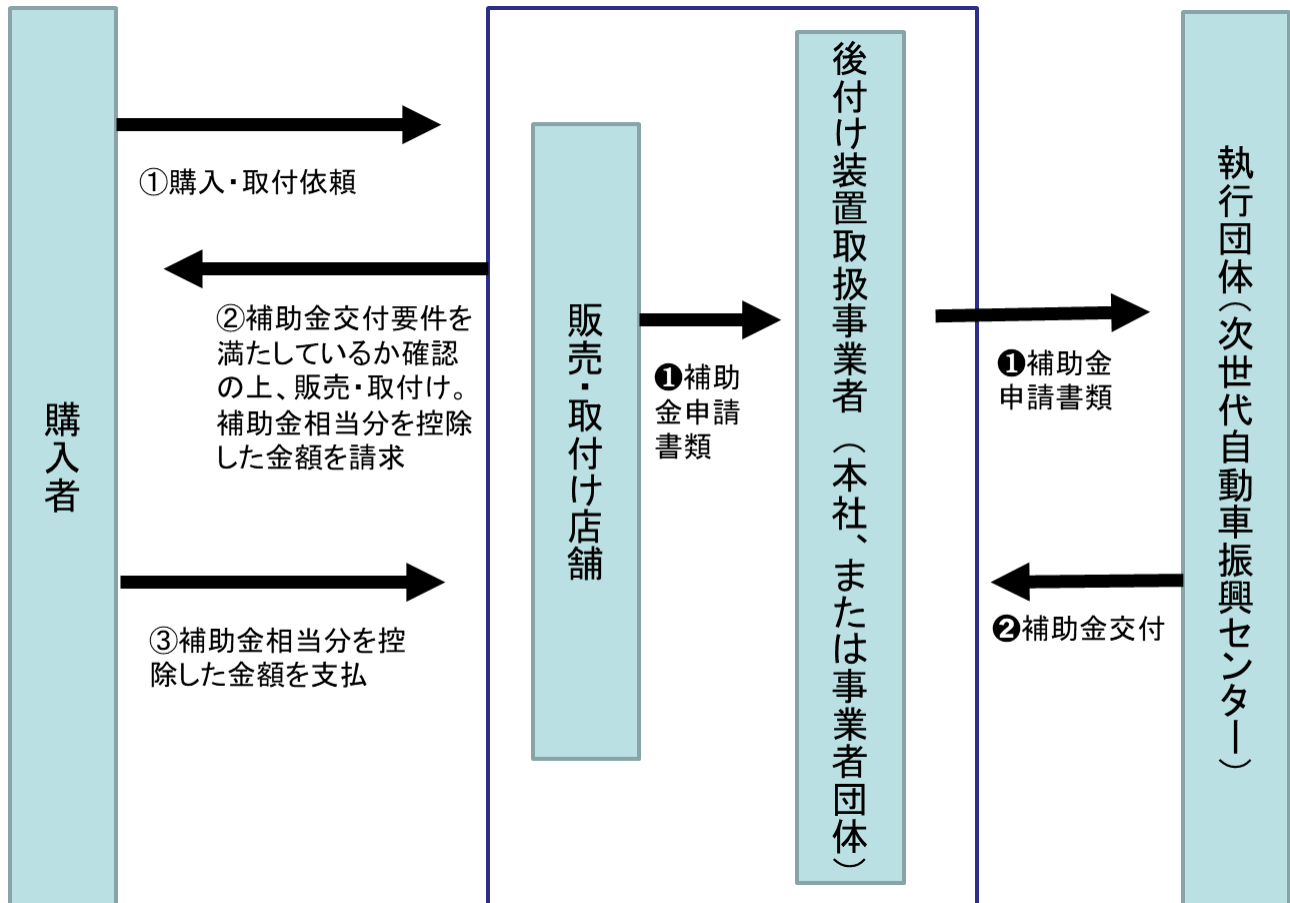
※後付け急発進等抑制装置の認定結果（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html（2019年12月17日）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html（2020年5月26日）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html（2020年7月1日以降）

（参考：後付けの装置の設置に係る補助金の交付フロー）



2. 後付け装置取扱事業者の認定について

○ 後付け装置取扱事業者の業務内容

① 補助対象となる後付けの装置の販売・設置

- ・ 後付け装置取扱事業者は、装置の購入者が補助金要件に適合しているか確認した上で、販売・設置します。

補助金要件の例（自家用の場合）：

- ・ 使用者が運転免許証を保有し、車検証上の使用者であるか
- ・ 使用者が補助金交付対象年齢（65歳以上）であるか 等
- ・ 後付けの装置の補助金は、装置の購入者への交付ではなく、後付け装置取扱事業者への交付を介して、実質的に、購入者へ還元されるスキームとします。具体的には、後付け装置取扱事業者が、店舗等において、補助対象

となる装置の販売・設置を行う際に、補助金相当額を控除した金額で販売・設置していただきます。

② 補助金の申請

- ・ 後付け装置取扱事業者には、装置の販売・設置後に、必要な書類を揃え、当センターに郵送いただきます。その後、当センターでの審査を経て、後付け装置取扱事業者に補助金を交付します。なお、各店舗等からの補助金申請書類は、後付け装置取扱事業者にてとりまとめて郵送いただきます。
- ・ なお、補助金交付の対象となるのは、後付け装置取扱事業者の決定通知の日以降に、当該後付け装置取扱事業者の店舗等において設置を完了した装置となります。

○ 後付け装置取扱事業者の認定申請手続き

- ・ 後付け装置取扱事業者としての認定を希望する方は、センターが定める「交付規程」※¹及び「業務実施細則」※²、並びに添付の応募要領をよくご理解の上、これに基づき申請書類を作成し、下記に郵便または信書便で送付ください。

※1 「安全運転サポート車普及促進事業費補助金 交付規程」及び「安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金 交付規程」。

※2 「安全運転サポート車普及促進事業費補助金 業務実施細則」及び「安全運転サポート車普及促進事業に係る自動車事故対策費補助金 業務実施細則」。

○ 認定申請期間

令和2年2月17日（月）より申請受付を開始し、事業期間中は、常時受け付けます。

○ 認定審査結果

審査の結果、後付け装置取扱事業者として認定された事業者については、その旨を郵送にて通知するとともに、センターのホームページにおいて公表します（店舗等の一覧も含む）。

【後付け装置取扱事業者 認定申請書類 送付先】

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目1番1号

八重洲ダイビル3階

次世代自動車振興センター サポカー普及促進部

※ 補助金交付申請書類の郵送先とは異なりますので、十分ご注意ください。

【担当・お問合せ】

- 後付け装置取扱事業者認定関連：
次世代自動車振興センター サポカー普及促進部（担当） 吉田、川本
TEL：03-3527-9618
電話受付時間：9：30～12：00 13：00～17：00（土・日・祝日は休み）
e-mail：sapocar_atoduke@cev-pc.or.jp
- 後付け装置を含む補助金交付申請手続きなど、上記以外の関連：
サポカー補助金 お問合せ窓口
（ナビダイヤル） TEL：0570-058-850
（一般回線） TEL：03-6831-0615 ※ナビダイヤルを利用できないお問合せの方用の電話番号
電話受付時間 9：00～17：15（土・日・祝日は休み）

以 上

次ページ以降、
応募要領、申請書記入例
に続きます。

後付け装置取扱事業者 応募要領

I. 重要ポイント

- 補助金交付を設置する店舗等として認定を受けるには、後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有し、各店舗等が、国交省の後付け装置の先行個別認定または性能認定制度に基づく認定を受けている製品の製造者等から、「取付け事業者」として承認、及び国交省に登録されている必要があります。
 - ※ 製造者等のホームページなどに取付け事業者として掲載済であっても、上記の認定に基づく登録が未了ならば、認定はできませんので、必ず製造者等にご確認ください。
- 補助金交付の対象となるのは、後付け装置取扱事業者の決定通知の日以降^{*}に、当該後付け装置取扱事業者の店舗等において設置を完了した装置となります。
 - ※ 変更承認申請の場合は、変更申請に関する承認通知の日以降。

II. 認定申請手続き

1. 必要書類一覧

必要書類		様式
(1)	後付け装置取扱事業者認定申請書	第1号様式
(2)	別添(1) 補助対象事業を実施する後付け装置(取扱い装置)の一覧 別添(2) 補助対象事業を実施する店舗等の一覧	第1号様式 別添(1)・(2)
(3)	暴力団排除に関する誓約書	第2号様式
(4)	暴力団排除に関する誓約書 役員名簿	第2号様式別添
(5)	商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し	—

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズをお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、下記の宛先をお願いします。

【後付け装置取扱事業者 認定申請書類 送付先】

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目1番1号
八重洲ダイビル3階
次世代自動車振興センター サポカー普及促進部

※ 補助金交付申請書類の郵送先とは異なりますので、十分ご注意ください。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 後付け装置取扱事業者認定申請書（第1号様式）

記入項目	留意事項
1. 申請者	・ 漏れなく記入ください。ゴム印の使用可。
2. 法人番号	・ 国税庁より法人に指定・通知される 13 桁 の番号。国税庁法人番号公表サイトで検索可能。 ・ 履歴事項全部証明書に記載の会社法人等番号（12 桁）とは異なります。
3. 担当者氏名、所属部署、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス	・ 当センターからの問合せなどご連絡用にお伺いするものです。 ・ また、電話番号は当センターホームページの「後付け装置取扱事業者一覧」に掲載します。
4. 整理番号	・ 【記入不要】 当センターで使用する欄です。

(2) 別添(1) 補助対象事業を実施する後付け装置（取扱い装置）の一覧

別添(2) 補助対象事業を実施する店舗等の一覧

※当センターホームページの告知欄に掲載のエクセルファイル「第1号様式別添」をダウンロードの上作成いただき、**第1号様式に紙で添付しご送付**いただくとともに、**下記にe-mailでご送付**ください。

e-mail : sapocar_atoduke@cev-pc.or.jp

e-mail のタイトル : 店舗等の一覧

記入項目	留意事項
1. 取扱事業者	・ 申請者の社名。 ・ 個人事業主の場合は個人名。 ※店舗等が複数ある場合は、申請者の社名（個人事業主の場合は個人名）を繰り返しご記入ください。
2. 法人番号	・ 取扱事業者（申請者）の法人番号 （店舗等の法人番号ではありません） ※店舗等が複数ある場合は、申請者の法人番号を繰り返しご記入ください。
3. 店舗等名	・ 補助対象事業（後付け装置の設置）を実施する、取扱い事業者の店舗・工場、関連先・取引先の工場などを指します。 ・ 補助金交付の設置店舗等として認定を受けるには、 後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有している ことが必要です。具体的には、各店舗等が、 国交省の後付け装置の先行個別認定または性能認定制度に基づく認定を受けている製品の製造事業者等から、「取付け事業者」として承認、及び国交省に登録されている必要 があります。 これを満たしているこれを満たしているかどうかは、 各製造事業者にご確認ください。 ※ 製造者等のホームページなどに取付け事業者として掲載済で

	あっても、上記の認定に基づく登録が未了ならば、認定はできませんので、必ず製造者等にご確認ください。 ※ 交付規程第3条第9号イ参照
--	--

(3) **暴力団排除に関する誓約書**

記入項目	留意事項
住所、氏名または名称、代表者氏名	・漏れなくご記入ください。ゴム印の使用可。

(4) **暴力団排除に関する誓約書 役員名簿**

記入項目	留意事項
氏名、生年月日、性別、会社名、役職名	・国指定のフォーマットです。様式の脚注をよく読んでご記入ください。

(5) **商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写し**

- 個人事業主の場合、住民票及び印鑑登録証明書
- 発行後3か月以内のもの。複写したものでも可。

Ⅲ. 情報変更手続き

1. **必要書類一覧**

変更の種類	必要な書類	様式
①重要事項の変更	後付け装置取扱事業者情報の変更申請書	第5号様式
②軽微な変更	後付け装置取扱事業者情報の変更届出書	第7号様式

- ☞ センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写（コピー）は、片面コピーで、A4サイズをお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、下記の宛先をお願いします。

【後付け装置取扱事業者 情報変更関係書類 送付先】

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目1番1号
 八重洲ダイビル3階
 次世代自動車振興センター サポカー普及促進部

※ 補助金交付申請書類の郵送先とは異なりますので、十分ご注意ください。

2. **必要書類の詳細説明**

- 変更の内容によって、手続きが異なります。

変更内容	具体的な例	提出書類
(1) 重要事項の変更	後付け装置取扱事業者の 決定の通知を受けた後に 発生した以下の変更：	情報変更承認申請書

	・ <u>店舗等一覧（第1号様式別添(2)）に変更がある場合</u> (例) (i) <u>店舗等の削除、追加（削除のみの場合は下記②）</u> (ii) <u>店舗等で取付ける装置の種類を新たに追加する場合※</u> -修正後の第1号様式別添を添付書類として提出 （認定申請時と同様、エクセルシート「補助対象事業を実施する店舗等の一覧」を使用して作成し、第5号様式に紙で添付し郵送するとともに、下記にe-mailでご送付ください。 e-mail: sapocar_atoduke@cev-pc.or.jp e-mailのタイトル: 店舗等の一覧（変更承認申請） ※<u>後付け装置取扱事業者の決定通知において（またはその後の通知において）当センターから、取付け装置毎の店舗等の一覧をエクセルシートでご連絡いたしますので、そのエクセルシートに変更内容を反映した上で、上記の方法にてご連絡ください。</u> ・ <u>合併等により法人格に変更がある場合</u> -存続会社の有無などによって申請方法が異なりますので、個別にお問合せください。 ※必要に応じ、添付書類を第5号様式に添付して送付 ※商業登記簿の全部事項証明書の記載事項に変更があるような変更を申請する場合は、写しを添付書類として提出	(第5号様式) 記入要領： 下記(1)
(2) 軽微な変更	後付け装置取扱事業者の<u>決定の通知を受けた後</u>に発生した以下の変更： ・ 店舗等一覧から一部店舗を削除する場合 ・ 後付け装置取扱事業者の名称の変更 ・ 後付け装置取扱事業者法人の代表取締役の変更 ・ 後付け装置取扱事業者の住所変更 ・ 担当者及び連絡先などの変更 ・ 補助金振込先の変更 ※必要に応じ、添付書類を第7号様式に添付して送付 ※商業登記簿の全部事項証明書の記載事項に変更があるような変更を届出の場合は、写しを添付書類として提出	情報変更 届出書 (第7号様式) 下記の記入時の留意事項(2)をご参照

(1) 後付け装置取扱事業者情報変更承認申請書（第5号様式）

記入項目	留意事項
申請者	・ 漏れなく記入ください。ゴム印の使用可。
1. 変更となる事業者情報について	・ 変更の趣旨が分かるように、簡潔に記入してください。 ・ 「添付あり」「添付なし」のいずれか丸で囲い、必要書類を添付してください。 ・ 店舗等一覧に店舗等を追加する場合や、店舗等で取付ける装置の種類を新たに追加する場合：

	-追加した店舗等が分かるように記入してください（下の記入例参照） -店舗等一覧（第1号様式別添(2)）には、元の店舗等一覧に <u>追加分を追記する形で記入し、添付する一覧が最新版になるように</u> してください。併せて、 <u>変更箇所がわかるように注記、マーキング</u> などをお願いします。
2. 変更が必要となる理由	・変更の趣旨が分かるように、簡潔に記入してください。
3. 担当者氏名、所属部署、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス	・前回申請時から <u>変更がない場合も漏れなく記入</u> してください。
4. 整理番号	・【記入不要】当センターで使用する欄です。

(2) 後付け装置取扱事業者情報変更届出書（第7号様式）

記入項目	留意事項
申請者	・漏れなく記入ください。ゴム印の使用可。
1. 変更となる事業者情報について	・変更の趣旨が分かるように、簡潔に記入してください。 ・「添付あり」「添付なし」のいずれか丸で囲い、必要書類を添付してください。 ・店舗等一覧から店舗等を削除する場合は、元の店舗等一覧から該当店舗等を <u>削除して添付</u> してください。
2. 変更が必要となる理由	・変更の趣旨が分かるように、簡潔に記入してください。
3. 担当者氏名、所属部署、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス	・前回申請時から変更がない場合も漏れなくご記入ください。
4. 整理番号	・【記入不要】当センターで使用する欄です。

IV. 記入例

（次ページ以降ご参照）

【担当・お問合せ】

- 後付け装置取扱事業者認定関連：
 次世代自動車振興センター サポカー普及促進部（担当） 吉田、川本
 TEL：03-3527-9618
 電話受付時間：9：30～12：00 13：00～17：00（土・日・祝日は休み）
 e-mail：sapocar_atoduke@cev-pc.or.jp
- 後付け装置を含む補助金交付申請手続きなど、上記以外の関連：
 サポカー補助金 お問合せ窓口

(ナビダイヤル) TEL : 0570-058-850

(一般回線) TEL : 03-6831-0615 ※ナビダイヤルを利用できないお問合せの方用の電話番号
電話受付時間 9 : 00～17 : 15 (土・日・祝日は休み)

以 上

2020年 4月 1日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

(申請者) 千
住 所 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号
申請者名称 サクラボックス株式会社
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 鈴木 一郎

安全運転サポート車普及促進事業費補助金
及び安全運転サポート車普及促進に係る自動車
後付け装置取扱事業者認定

安全運転サポート車普及促進事業費補助金及び安全運転サポート
金交付規程第5条の規定に基づき、後付け装置取扱事業者としての

取扱事業者の認定後、当センターホームページの「取扱事業者一覧」に、本欄に記入いただいた事業者名称と・住所と、下欄に記入いただいたご担当者の電話番号を掲載させていただきます。

添付書類

- (1) 補助対象事業を実施する後付け装置
別添(1)のとおり (別添に加え、同内容のエクセルシートを e-mail にて送付)
- (2) 補助対象事業を実施する店舗等の一覧
別添(2)のとおり (別添に加え、同内容のエクセルシートを e-mail にて送付)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿 (第2号様式)
- (4) 商業登記簿の全部証明書 (履歴事項証明書又は現在事項証明書) の写し
(個人事業主の場合、住民票及び印鑑登録証明書)

法人番号※ (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
担当者氏名	担当 太郎												
所属部署	総務部 ※部署がなければ記入不要												
住 所	〒105-0003 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号												
電話番号	03-2345-5678						FAX 番号	03-2345-5690					
メールアドレス	taro_tanto@toranomom.co.jp												

※国税庁指定の番号。
国税庁法人番号公表
サイトで検索可能。
※登記簿謄本に記載の
会社法人等番号(12桁)
とは異なります。

整理番号
(セター記入)

補助金振込先

口座名義	フリガナ	サクラボックスカブシキガイシャサクラジロウ											
	名義	サクラボックス株式会社桜次郎											
金融機関名	名称	平成銀行											
	銀行コード	1	2	3	4								
店名	種類	☒ 銀行 ☐ 信金 ☐ 信組 ☐ 労金 ☐ 農協 ☐ 郵貯 ☐ その他 ()											
	名称	虎ノ門支店											
口座	種類	☐ 本店 ☐ 出張所 ☒ 支店 ☐ 支所											
	支店コード	1	2	3	(郵便) 通帳記号				1			0	の1
	預金種目	☒ 普通・総合 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他											
	口座番号(右詰)		1	2	3	4	5	6	7	※郵貯は8桁 その他は7桁(右詰)			

記入不要です

代表者名が名義(カナ)に入る場合は、代表者名まで

漏れなく記入/
チェック

補助対象事業を実施する後付け装置(取扱い装置)の一覧

【記入要領】

- ▼「基本情報」「取扱い装置」に必要事項を記入してください。
- ▼「取扱い装置」のプルダウンに該当装置名がない場合、当センターホームページで最新の様式をダウンロードして使用してください。
- ▼(変更承認申請時)取扱い装置を追加申請する場合、認定済の装置を消さず、追加する装置を追記してください。
- ▼行が足りない場合は適宜追加してください。
- ▼「別添(2)補助対象事業を実施する店舗等の一覧」にも必要事項を記入してください。
(複数の装置の取付けを実施する場合、設置する装置毎にシートを分けて作成)

取扱い事業者基本情報

取扱事業者 社名(団体名)	所在地		電話番号
	郵便番号	住所(都道府県名から記入)	

取扱い装置

装置略称 ※プルダウンから選択してください(右の▼をクリック)

取扱い装置 1	
取扱い装置 2	
取扱い装置 3	
取扱い装置 4	
取扱い装置 5	
取扱い装置 6	

第 1 号様式別添(2)

補助対象事業を実施する店舗等の一覧

【記入要領】

▼「記入例」の記入方法に合わせて記入してください。

▼貴社(団体)が複数の装置の補助対象事業を実施する場合、**設置する装置毎にシートを分けて**(店舗等一覧1,2,3...)作成してください。
→複数の装置を設置する店舗等は、**それぞれの装置毎のシートに記入**してください。

▼店舗等の情報(名称、所在地、電話番号)は**当センターホームページに転載**します。屋号や電話番号はその前提で記入してください。

No.	取扱事業者	取扱事業者の	店舗等名	郵便番号	所在地	電話番号	設置する装置 (該当装置を選択)
		法人番号(13桁)	支店等の場合屋号も記入		住所		
記入例	株式会社A	1234567890123	カーネルA ○○店	105-0003	東京都○○区○○X丁目X番地X号	03-1234-5678	DS 見守り隊
	株式会社A	1234567890123	Bモータース○○整備工場	105-0002	東京都○○区△△X丁目X番地X号	03-2345-6789	DS 見守り隊
	株式会社A	1234567890123	有限会社C自動車整備	105-0001	東京都○○区□□X丁目X番地X号	03-3456-7890	DS 見守り隊
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							

取扱事業者の法人番号
(店舗等の番号では
ありません)

支店等の場合、屋号も記入
※ホームページに転載した際、
屋号や社名が分かるように

都道府県名から記入

製造者等が国交省に登録している
電話番号(=店舗等が製造者等に
届け出た電話番号)

※行が足りない場合は適宜追加してください

暴力団排除に関する誓約書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、後付け装置取扱事業者としての認定の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。合わせて別添のとおり役員名簿を提出いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （5）装置を販売・取付けする店舗等のいずれかが、上記（1）から（4）のいずれかに該当するとき。

2020年 4月 1日

第1号様式(申請書)冒頭の
申請者欄と同一の住所・名称・氏名

住所

東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号

氏名又は名称

サクラボックス株式会社

代表者氏名

鈴木 一郎

別添

役員名簿

[illegible]

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

記入例

・店舗等一覧や取扱い装置に変更がある場合等は、この様式を提出してください

第5号様式 後付け装置取扱事業者情報の変更申請書（交付規程第9条関係）

2020 年 3 月 21 日

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

住 所 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号

申請者名称 サクラボックス株式会社

代表取締役 鈴木 一郎

法人にあっては
名称及び代表者
の氏名

安全運転サポート車普及促進事業費補助金 及び安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金 後付け装置取扱事業者情報変更承認申請書

2020 年 3 月 9 日付後付け装置取扱事業者としての情報に変更等が生じた後付け装置取扱事業者として、安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金等の承認を申請します。

- ・店舗等や取扱い装置の変更の場合は、第1号様式別添(1)/(2)を添付としてご提出ください。
- ・商業登記簿の全部事項証明書の記載事項に変更があるような変更を届出の場合は、写しを添付書類としてご提出ください。
- ・第1号様式別添を変更する場合は、同内容のエクセルシートを、当初申請時と同じ要領で、e-mail で送付してください。

記

1 変更となる事業者情報について

添付あり

添付なし

変更となる情報：

記入例①：店舗等の追加

補助対象事業を実施する店舗等（追加）

（変更前）

（変更後）

下記の店舗等を追加。
〇〇モータース、〇〇整備工場
※店舗等一覧に、追加した店舗等がわかるよう
注記、マーキングなどをお願いします。

記入例②：取扱い装置の追加

補助対象事業を実施する後付け装置（追加）

A社・a装置

B社・b装置を追加。
（取付ける店舗等は、別添(2)に記載の通り）
※「別添(1)取扱い装置」に追記
「別添(2)店舗等」を新装置用に追加し作成

2 変更等を必要とする理由

後付け装置取付けの設備・体制が整った
店舗等を追加。

新装置につき、取付けの設備・体制が
整ったため。

法人番号※ (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
担当者氏名	担当 太郎												
所属部署	総務部												
住 所	〒105-0003 東京都港区虎ノ門2丁目5番地5号												
電話番号	03-2345-5678					FAX 番号			03-2345-5690				
メールアドレス	taro_tanto@toranomon.co.jp												

認定申請時と同様でも、全ての
項目についてご記入ください。

郵便番号を含め、住所は正確に記
入してください

記入不要です

整理番号

(センター記入)

※国税庁より法人に指定・通知される番号。国税庁法人番号公表サイトで検索可能。
履歴事項全部証明書に記載の会社法人等番号（12桁）の先頭に1桁追加したもの。

